

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまとの一定の取引を行う際に、お客さまが外国の元首又は外国政府において重要な公的地位を有する者等に該当するものであるかを確認する必要があります。

なお、外国政府等において重要な地位を占める者（過去において該当する者も含む）とは以下の者をいいます。

1. 以下の①～④

- ① 外国の元首
- ② 外国の政府において以下の職に相当する職にある者
 - ・日本における内閣総理大臣、国务大臣、副大臣
 - ・日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長、最高裁判所裁判官、
 - ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ・日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
- ③ 外国の中央銀行の役員
- ④ 外国の予算についての国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる者の家族

- ① 配偶者（事実婚を含む。以下、同様。）
- ② 父母・子・兄弟姉妹
- ③ ①～②以外の配偶者の父母、及び配偶者の子

